

# 消費者トラブル注意情報～令和8年5月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※<sup>1</sup>をご紹介します。  
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！  
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年5月13日調査分)

| 商品・サービス                            | 相談内容の例※ <sup>2</sup>                                         | 助言                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>不動産貸借</b><br>(原状回復費用に関するトラブルなど) | 賃貸アパートを退去したが、原状回復費用が高く、敷金がほとんど返金されない。                        | 原状回復費用の内訳や金額に疑義がある場合は、国土交通省が示す「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に費用の明細等の説明を求め、費用負担について話し合いましょう。<br><a href="#">(参考)広島県消費生活課ホームページ</a>                                        |
| <b>携帯電話サービス</b><br>(請求に関するトラブルなど)  | 携帯ショップで携帯電話のキャリア変更を行い、自宅のWi-Fiの契約もした。当初の説明よりも高額な請求が続き納得できない。 | 携帯電話の料金には、通話料、データ通信料、キャリア決済、機種代金、契約事務手数料等が含まれます。契約書や請求内容を確認し、不明な請求がある場合は、ご利用の携帯会社へ問い合わせてください。<br>なお、双方の切り忘れにより、長時間の通話料が発生することもありますので、通話後は必ず電話の切電ボタンを押して、電話を切るようにしてください。 |
| <b>スポーツ・健康教室</b><br>(解約に関するトラブルなど) | パーソナルジムを契約した。解約したいが解約料が高額すぎる。                                | 解約時のトラブルを避けるため、契約前には必ず、解約に関する条件(解約料の有無、精算方法、手続き方法等)や、入会プランの適用条件、入会後の自動更新の有無・時期などを確認するようにしましょう。困ったときは、最寄りの消費生活センター等に相談してください。<br><a href="#">(参考)国民生活センターホームページ</a>      |

※<sup>1</sup> 「最近、相談が増加している商品・サービス」について  
商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※<sup>2</sup> 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

## ■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト  
[「よくある相談事例」](#) ⇒



○消費生活課公式 X ⇒



○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#) ⇒



広島県消費者啓発キャラクター  
ナッキー＆ネイリー  
～Stop the 泣き寝入り～



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。  
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

## ■害虫駆除・害獣駆除の高額請求に注意！

だんだん暖かくなると、害虫・害獣の活動が活発になってきます。インターネット広告等で「格安」「すぐに駆け付ける」と掲載された業者にハチの巣等の駆除を依頼し、思わぬ高額請求を受けたというトラブルも発生しています。複数社から見積りを取って、作業内容や料金をよく確認してから契約しましょう。詳しくはこちら⇒[広島県消費生活センターHP](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課